平成２４年（フ）第４４５号
札幌市東区北18条東19丁目３番６―201号
債務者　石塚　智子
1　決定年月日時　平成24年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４８２号
札幌市北区屯田５条２丁目２番12―201号
債務者　多田　英明
1　決定年月日時　平成24年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４８３号
札幌市北区屯田５条２丁目２番12―201号
債務者　多田　涼子
1　決定年月日時　平成24年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５０４号
札幌市手稲区曙２条２丁目４番３号　ルミエール曙103号
債務者　尾形　和恵
1　決定年月日時　平成24年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５３６号
札幌市豊平区豊平１条１丁目２番13号　エクセル豊平３号
債務者　加藤　清登
1　決定年月日時　平成24年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５３８号
札幌市北区新琴似８条12丁目４番10号　そよ風102号
債務者　神原美惠子
1　決定年月日時　平成24年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５５１号
札幌市白石区米里５条１丁目３番30号　札幌ロイヤル病院
債務者　倉住小百合
1　決定年月日時　平成24年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５７０号
札幌市清田区真栄１条２丁目33番23号　コーポラス35―２号
債務者　渡邊　　守
1　決定年月日時　平成24年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第６１６号
北海道石狩郡当別町末広546番地
債務者　児玉ミチ子
1　決定年月日時　平成24年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３号
山形県酒田市亀ケ崎７丁目９番８号外川原アパート３号、前住所山形県酒田市緑ケ丘１丁目17番地の６
債務者　成澤　裕美
1　決定年月日時　平成24年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２４年（フ）第１７号
山形県酒田市光ケ丘５丁目10番11号
債務者　鶴岡　健二
1　決定年月日時　平成24年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２４年（フ）第１５号
京都府宮津市字日ケ谷6553番地
債務者　稲泉　武志
1　決定年月日時　平成24年３月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２３年（フ）第５７０号
堺市美原区南余部72番地12
債務者　畑谷　由惠
1　決定年月日時　平成24年３月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第７２号
大阪府藤井寺市藤井寺４―11―８　賀光寮、住民票上の住所大阪府河内長野市千代田南町３番８号　ひとみ文化１号
債務者　中居　　隆
1　決定年月日時　平成24年３月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１０７号
大阪府羽曳野市西浦４丁目５番５号
債務者　森山　文子
1　決定年月日時　平成24年３月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第２０３号
大阪府羽曳野市樫山324番地の３
債務者　川口登紀子
1　決定年月日時　平成24年３月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第２３８号
堺市中区毛穴町283番地１　レオパレス鈴の森210号
債務者　小原　治彦
1　決定年月日時　平成24年３月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第２４９号
堺市中区土塔町3141番地
債務者　美容室Ｃｏｕｒａｇｅこと　市来紀代子
1　決定年月日時　平成24年３月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係